


一勇齋国芳画「源頼光公館土蜘蛛妖怪図」(天保十四年癸卯(1843)春刊) 解釈一覧









- A 「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」『天保雑記』所収(藤川整斎記・内閣文庫所蔵史籍叢刊・汲古書院・1983年刊)
  - B 「浜御殿拝観の記」頭書 『浮世の有様』所収(著者未詳・日本庶民生活史料集成・三一書房・1970年刊)
  - C 「一勇齋の錦絵」 同上
  - D 「浜御殿拝観の記」 同上
  - E 『天保改革鬼譚』所収、土蜘蛛の絵に貼付されていた小札(石井研堂著・春陽堂・大正十五年刊)
  - F - 1 『江戸の諷刺画』「国芳の妖怪図」所収「大坂の付箋」(南和男著・吉川弘文館・1997年刊)
  - F - 2 「史料としての錦絵(六)」(古堀栄著・『浮世絵志』第卅号・芸草堂・昭和六年七月刊)
- 『開版指針』とは、天保十五年三月、当時の絵草紙掛りが「源頼光公館土蜘蛛妖怪図」に関する市中の風聞を書き留めた同書所収の「流行錦絵の聞書」をさす。国立国会図書館蔵

- の出典は『【江戸時代】落書類聚』中・下巻(鈴木棠三・岡田哲校訂・東京堂出版・昭和五十九年刊)
- の出典は『続泰平年表』(竹内秀雄校訂・続群書類完成会)
- の出典は『著作堂雑記』(曲亭馬琴記・上記『【江戸時代】落書類聚』中巻所収)
- の出典は『江戸町触集成』(近世史料研究会編・塙書房)『幕末御触書集成』(石井良助、服藤弘司編・岩波書店)
- の出典は『浮世の有様』(著者未詳・日本庶民生活史料集成・三一書房・1970年刊)
- の出典は『藤岡屋日記』(藤岡屋由蔵記・日本庶民生活史料・三一書房・1988年刊)
- の出典は『天保改革鬼譚』所収番付【今世】孝子競」(改革で禁じられた事項を列記した番付)

(茶文字)は本HPの注

1/14

	A 「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」	B 「浜御殿拝観の記」頭書	C 「一勇齋の錦絵」	D 「浜御殿拝観の記」	E 『天保改革鬼譚』札	F - 1 (付箋)・F - 2 (古堀解)
(「意見早字引」に「頼光の絵はよく考へた」とある。これは国芳の「頼光の絵」である)	(天保十四年閏九月以前の記事) (この記事は天保14年閏9月8日の堀田備前守の老中辞任や同月13日の水野忠邦の老中失脚に触れていないので、それ以前の解釈と思われる)	(天保十四年閏九月以前の記事) (これもまた水野や堀田の老中失脚に触れていないから、おそらく閏9月以前の解釈と思われる)	(天保十四年閏九月以降の記事) (この記事は閏9月8日の堀田備前守老中免職や同月21日の間部下総守の西丸老中辞任に触れているから、水野忠邦の失脚後に解釈したものである)	(天保十四年閏九月以降の記事) (この記事は堀田備前守と水野忠邦越前守の老中免職に触れているので、それ以降に解釈したものである)	(言及なし)	(言及なし)
源頼光	「頼光公、夜着に葵の唐花、水に巻れて世界を知らぬ躰故眠る形也」 (夜着の葵で將軍を暗示。「水に巻れて」は天保改革を主宰した水野忠邦に懐柔されて、世相も見えぬ休眠状態に陥っていることを示す。以下は天保15年6月、水野忠邦が老中に再就任した時の記事だが、「よくよく公儀には人なき事にて、彼の一勇齋が画る錦絵の如く、水野が為に巻込まれ給ひし事との由、水野は昨年来の恥辱を雪ぎぬれども、公議の汚名將軍の暗愚なることはいよゝゝ甚敷(云々)」とある)	「頼光は親玉と見る」「頼光の夜具は青海浪のもやうは水野にまかれて居るとみる」「頼光は一切の事を知らぬ故うまくねぶりて居る」 (これも同様、青海浪の模様を配することで、水野の支配下にあることを示すというのである)	「頼光の着せしふとんの模やうに青海浪を画く、この心は水野に巻かれて目が見へずといへる心也」 (將軍が老中水野のために盲目状態であることを暗示すると解釈したのである)	「頼光は【將軍也、水野に巻れ余念なき姿のよし】」 (頼光を將軍・家慶と見なし、水野忠邦の思いのままになっていると解釈する点では一致している)	(言及なし)	(言及なし)
太刀	(言及なし)	(言及なし)	「蜘蛛切丸」 (源頼光が土蜘蛛を切った源氏代々の宝刀)	(言及なし)	「万代丸」 (石井「源家の枕刀としてならば、髭切丸でありさうなものだが、この張札の由来は明でない」)	F - 2 (古堀解) 「枕刀、(中略)源氏の宝刀髭切丸又は膝丸の謂か」
梨地の鼻紙台 兔の置物 鼻紙	「鼻紙台、兔、林播磨(マ)守、金山より之石、澤瀉公より献上し、下の紙は美濃紙にて水野美濃守、下の梨子地桔梗丸は太田公を梨地にしたるなり」 (兔は林播磨守。天保14年6月、印旛沼開鑿工事を命じられている。この難工事を担当させられた大名は五名、何れも過去水野忠邦と悶着のあった者たちであることから、人選は報復人事であったと受け止められていた。林播磨守の実父・林肥後守は若年寄、また美濃紙が暗示するとされる水野美濃守は御側衆、それに御小納戸頭取・美濃部筑前守を加えて、西丸派の三佞人と呼ばれていたが、大御所家斉の側近として大いに権勢を誇っていた。だが、家斉の死後の天保12年4月、水野忠邦によって失脚させられた。桔梗丸は老中・太田備前守の家紋。によると、太田も三方国替えの件で水野と争論して、同年5月、老中を辞職している。ところで、兔を林播磨守と解釈したのは、幕府の正月行事に「献兔賜杯」なるものがあり、林家の当主は、正月元旦卯の刻、江戸城白書院で、將軍から最初に盃と兔の吸物を賜る儀式があったことに拠るようだ)	「兔の置物は水戸様とみる、但し卯の御年ゆへ是は御趣意を少(マ)くなりて見て居る故置物と見立る」 (兔の置物を水戸斉昭とする根拠は示されていないが、斉昭は改革の政策を小さくなって傍観していると解釈したのである。によると、水戸侯は天保12年、多病を理由に国元で養生したいと、水野忠邦へ暇を願い出ているという。ところで卯にはもう一つの意味がある。この錦絵が出版されたのは天保14年、卯年である。『井関隆子日記』の天保14年11月5日の記事に「此春のころあやしき絵を南(マ)書出たる」とある)	(言及なし)  (参照A「土蜘蛛妖怪図解」の補注太田備前守の家紋の桔梗丸) 	「兔の置物【水戸侯也、此度の如き天下の大変なるに、小ひさくなりて何事をも得云はず、色にふけりて本国に斗引込て居らるゝと云へる事也とぞ】」 (兔の置物を水戸斉昭とする根拠は示されていない。斉昭は藩政改革への取組が評価されて、天保14年5月、国元より召されて、將軍家慶から表彰された。その時、斉昭は暫しの江戸滞在を望んだが、忠邦の「先づゝ御国の世話杯が御よろしく」という説得によって断念させられている。(人物叢書『水野忠邦』)「色に耽り」とあるのは斉昭の女性スキャンダルは知れ渡っていたのだらう。の十「一勇齋の錦絵」にも水戸斉昭の女性問題に関する噂記事あり)	(言及なし)	F - 2 (古堀解) 「枕元の卯の置物、天保十四年の卯を表はす。此絵の版行の年、此絵は卯年秋の版行と判じられる」
					(参照、A「土蜘蛛妖怪図解」の補注「西丸派の三佞人」の「落書」) ・林肥後守(家紋は三つ巴(太鼓)) 「林方太鼓もばちも打すてゝ人にはやされ肥後なめに逢ふ」 ・水野美濃守 「よい事もふ是からは水野にてうき美濃上になりはつるかな」 ・美濃部筑前守 「一と度は美濃部上りうれしさも今は筑々はらをいためる」	

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
黒牡丹	「黒き牡丹は劉訓が故事にて牛の異名を黒牡丹と云とや」 (劉訓が故事とは、劉訓が飼っていた黒牛を牡丹のもとに繋いでおいたところ、来客がきて牡丹を賞めたのに、劉訓は牛が賞められたと勘違いしたという挿話、それで牛のことを黒牡丹というようになったというのだが、黒牡丹の意味するものが分からない)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)
四天王	「四天王四人共中年に見へ候得共、不残白髪なり。能く御覽之事」 (四天王「残らず白髪」とは四天王が四人の老中を暗示するということか)	(注、天保十四年当時の老中) 水野越前守忠邦・遠江浜松藩主・沢瀉紋 真田信濃守幸貫・信濃松代藩主・六文銭紋 堀田備中守正篤・下総佐倉藩主・木瓜紋 土井大炊頭利位・下総古河藩主・水車紋	水野  真田  堀田  土井 	『開版指針』 「四天王は其比の御老中 水野越前守様、 真田信濃守様、 堀田備中守様、 土井大炊頭様」	(言及なし)	F-2(古堀解) 「四天王、水野幕閣見立。此内の卜部季武が、紋所によつて水野越前に当ることは前述した。その他誰れが誰れに当るかは不明である。強ひて言へば、碓井貞光が榊原主計頭(源氏車の紋所)に判じられる位である。因に季武の沢瀉、貞光の源氏車は、古くは寛文頃の浄瑠璃本の挿絵(水谷不倒氏著「絵入浄瑠璃史」桜井丹波掾参照)にもそれらしく思はれるのがあり、又前出の文化版春亭画の土蜘蛛退治等にも明かに見え、古来からの定例と思はれるから国芳の創意とは言はれない」
勘解由判官 卜部季武	「沢瀉が季武定紋なり」 (卜部季武の沢瀉紋。沢瀉紋は水野忠邦の家紋でもある。「おもだかの枯れぬは水のあるゆへか」)	「卜部季武は水野とみる、紋は沢瀉」 (沢瀉紋から卜部季武を水野と見た) (卜部季武の紋) 	「大紋を着してこれを季武と記す、素袍の紋をおもだかすと、これ水野越前守なりとぞ」 (これも沢瀉紋から水野越前守とした)	「季武【水野越前守也、家の定紋沢瀉を付けて、これを知らしむ、將軍の御側をはなれずして、我意を放にする有様也とぞ】」 (これも沢瀉紋から)	(言及なし)	
舎人 渡辺綱	「綱の三ツ星に一の字は真中より割六文銭の形なり。模様は水に這と云理なり」 (渡辺家は三ツ星に一文字紋、真田家は六文銭。渡辺の三ツ星を割六文銭(三文銭)とみなして、綱は真田を擬えたものと解したのである。着物の亀甲模様は水に這う、つまり水野に屈服していることを暗示しているというのだろう)	「渡辺綱は真田と見る、だんご三つを合せて、六文銭にかたとる」 (これも綱の三星を三文銭と見立て、真田の六文銭と関係づけたのである) (渡辺綱の紋) 	「真田信濃守」 (根拠は示されていないが、真田とした。四閣老を四天王に擬える意図は明確であるから、言わずもがなの真田信濃守なのであろう)	「綱【真田信濃守】」 (これも根拠を示さないが、当時の人々に頷けるものがあつたのであろう。真田信濃守の評判は「囲碁対局」の項参照)	(言及なし)	
主馬佐 坂田金時	「金時、黒地にしつほふは金の字の似令(マ)なり、着物の模様、桜の花に蕨手、桜炭の小口切を水に巻れて有なり」 (坂田の七宝紋で金そして金時を連想させる。また着物の桜炭の模様で下総佐倉藩主・堀田備中守正篤を暗示。これも水野に巻かれているとする。なお堀田の紋は木瓜である。「似令」は「仮令(たとえ)」か「似合」(にあい)か)	「坂田金時を堀田と見る。紋は(の)中に+)是をかたどる」 (記事中の紋は上掲の堀田の家紋とは異なっている。が、紋から暗示するものを特定するという視点は同じである) (坂田金時の紋) 	「堀田相模守(マ)」 (天保14年閏9月8日、堀田は老中を免職になる。理由は、「幕府批判」によると、「是は水野が相槌打にて、此度領地上候事、上様にも再応難儀には無之哉と御尋有之候所、皆々難有かり候由、水野と同様申上候事」つまり水野の上知令に相槌を打っただけでなく、諸藩が難儀しているのではないかと気遣う將軍に対して、皆々有り難がっている、水野の同様に答えたことにあるらしい)	「公時【堀田相模守(マ)】」 「堀田は色赤く恐ろしき人相にて、せ間にて赤鬼と異名せる人なり」 (これも直感で堀田と見なしたのであろうか。赤鬼の異名は未詳。堀田備中守の評判は「囲碁対局」の項参照)	(言及なし)	
靱負尉 碓井貞光	「貞光源氏車定紋なれど、着物の車、水車に間似合なり、此人十里四方引替を、暮向助言いたし得共聞入なし、仍て一人脇に寄茶呑世界の様を考える処、化物悉く見ゆる」 (貞光の家紋は源氏車。それで同じ車紋である水車紋の土井大炊頭利位を貞光と見なしたのである。「十里四方引替」とは天保14年6月の上知令のこと。土井は当初、上知令の推進者であったが、上知の対象となった大坂飛地領民が決死の覚悟でこれに抵抗したこともあって、後に反対派にまわった。対局者が聞き入れなかったという助言とは土井の上知令の撤回提案なのだろう。また一人脇によって世界の有様を考えていると化物が悉く見えるという記事は、右項にも同様に「土井はよく知るゆへ、化物を見て居る」とあるから、土井の世上に対する気配り、視野の広さを暗示しているのかもしれない)	「定光を土井とみる、土車をかたどる」 「土井はよく知るゆへ、化物を見て居る」 (前の文は車の紋から碓井貞光を土井に擬えていることを示す。次の文は左項「化物悉く見ゆる」と同じで、土井大炊頭に対しては、老中の中で唯一世の窮状を視野に入れているという評価があつたのかも知れない。当時の落書に「精出してはやくかい出せ水車印 旗の沼の水野にこりを」とある。水野の政治を変えられるのは土井大炊頭ただ一人という世評があつて、それを反映させたものとも考えられる) (碓井貞光の紋) 	「土井大炊頭」 (老中・古河藩主・土井利位・家紋は水車)	「定光【土井大炊頭也、かゝる天下の有様なれども水野が姦悪なる事をば夢にもしらずして、太平なる心持にて、うかノ茶を飲つて平氣にて居ると云事也、愚人に非れば、小人にして家柄と云ひ御老中の上席に居る身分にして、水野が姦悪を取挫く事克はず、紀州公其外諸侯の力を以て水野がしくじれるやうになりて、太平に納るやうになりぬ、匹夫匹婦の為に馬鹿者と噂せらるゝも其理なきにしもあらず】」 (ここでの土井の評判は芳しいものではない。水野忠邦の「姦悪」に気づかずのんびり茶を呑んでいたというのである。何とか太平に納まるようになったが、それは紀州や諸侯の力であつて土井の指導力に拠るものではないというのである。天保14年閏9月13日、水野は遂に老中を罷免される。この記事は紀州藩の反対が追い風になったことも踏まえている。ただ当時の落書では「手もつかぬ流石の水野勢ひも土井の車にかなはずりけり」「紀伊ノと土井の車の音高く浜松風はそそりともせず」とあり、土井が水野を失脚に追いやったと見る向きが一般的ようだ)	(言及なし)	

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
碁碁対局	<p>「碁盤横に有て盤の目を見れば横邪なり。又十里四方引替地、考も無仕事故、碁に地取なし、黒大きく其上二十二白十七なり」(碁碁は地を取り合う勝負。「十里四方引替地」とは水野が発した上知令。つまりこの対局で領地の争奪戦を暗示したのである。上知令は天保14年6月1日に出されたが、曲折あって閏9月7日には撤回される。記者は碁盤の目から「横邪」と連想して、上知令及びそれを推進する幕閣を「よこしま」だと断じたのであろう。碁石の数、黒二十、白十七、これに何を暗示させようとしたのであろうか)</p> <p>『開版指針』もAと同じ浮説を記す「公時(杵持)渡辺兩人打居候碁盤は横二成居、盤面の目、嶋なれば、此兩人共邪(ヨコシマ)に有之」(老中の「横嶋=邪」を擬えたものとする)</p>	<p>「碁打て兩人は下の事を知らぬ故、夢中になりて碁を打て居る」(堀田備中守も真田信濃守も下々の世相は眼中に無く、専ら領地の取り合いに耽っているという暗喩か)</p>	<p>「網が勝と見ゆ」「堀田は溜の間へふとん投げにて、御役御免となり、真田は歴然として御役を勤めぬるさまを見せしものなり」(堀田備中守の老中免職は天保14年閏9月8日。真田信濃守の辞任は天保15年5月13日。この「一勇齋の錦絵」は天保14年10月の記事であるから、このような解釈もありえよう。ところで「ふとん投げ」の意味がよく分からない。「幕府批判」に「堀田相模守殿御老中御免、溜間詰となられし由こはふとんなげに坐れしと云噂也」とあり、また「江戸よりの手紙」に「堀田侯溜詰格真綿の上へ投出され候との下説」とあるのだが)</p>	<p>「【この兩人(綱・公時)御老中にて有ながら、何れも智恵なき愚人なるゆへ、水野が為にて、下は申に及ばず、肝心なる將軍の御膝元の騒動すらをも知らず、水野が種々こびへつらへるのみにて、碁盤面のこたく、筋違いの事のみくづいたして、其職分の勤められぬる人に非ずといへる程の愚人共也と云ことを書記せしもの也とぞ、又真田先をなしていれども石配りにては同人が勝のやうすを見せぬ、これは真田は其儘御役を勤めぬれども、堀田は今度ふとんなげにせられて溜の間詰となり、御役召上られしやうすを書記せしもの也」(左記参照。堀田は閏9月老中を免職。真田は引き続きとどまったので、それを石の数で暗示したと解釈したのである)</p>	(言及なし)	
三つ引紋	(言及なし)	(言及なし) (参照、間部下総守の家紋) 	<p>「四天王が側らに三つ引の紋斗を画けり。これは間部下総守の紋なるゆへ、これを記せしものにして其欠けたるをせしものなるべし」(間部下総守は西丸老中・鯖江藩主・間部詮勝、大御所家斉晩年の側近。免職は天保14年閏9月21日。しかしこの紋はこの土蜘蛛の板元伊場屋仙三郎の印でもある)</p>	<p>「(丸に三引の紋の図)是は間部下総守が紋なり、詰処に於て水野を取挫しかども、御役御免となりし様を書記せしもの也」(「九月晦日御政事向の義に付、殿中に於て右両侯(間部と水野)高声に御取合御押合有之との」噂が巷間に流布。この御政事とは上知令。巷説では間部が水野を論破、これを機に將軍は撤回に傾いたとされる)</p>	(言及なし)	
上部を黒く、下部を青く画くこと	<p>「四天王の居所疊故富士の裾にて青く、世界半分黒暗故種々の妖怪出る。絵の大意、上が闇き故に下は真青で居ると云意なり」(上を黒・下を青という色区分で、四天王等お上が世上に暗いから下々は真っ青だという意味をもたせたと解釈したのである)</p>	<p>「薄墨の画は上は真黒といふ事、蠟燭は中のかかひといふ事、下の青き画具は下は青く成居ると云事」(これも左記と同様の解釈だが、「蠟燭の中のかかひ」の意味が分からない)</p>	(言及なし)	<p>「上黒くして下青く画しは【上の政道くらやみにして諸人困窮甚しく、下は一統に青くなると云事也とぞ】」(「土蜘蛛妖怪図解」と同じ解釈)</p>	(言及なし)	(言及なし)
妖怪 (以下はすべて妖怪。構図からすると、ほとんどの妖怪は左右に分かれて対峙しているのに対し、「土蜘蛛」だけは頼光たちの方を向いている)						
土蜘蛛	<p>「土蜘蛛額の梅鉢、筒井伊賀守」(梅鉢は筒井の家紋。額の模様を梅鉢紋と見なして筒井伊賀守にしたのである。天保12年4月、筒井政憲は南町奉行を罷免され、西丸留守居役に左遷。翌13年3月には謹慎を命じられている。水野忠邦とは合わなかったとされる)</p> <p>(注、筒井伊賀守の家紋) </p>	<p>「土蜘蛛の 琺 は美濃部(マ)筑前守とみる」(琺(顔)というか、恐らく額の模様を梅鉢紋と見なし、やはり家紋が梅鉢の美濃部筑前守としたのであろう。美濃部のことは右記参照) (注、美濃部筑前守の家紋) </p>	<p>「頼光が後に怪げなる蜘蛛を画き、眠(マ)の腫を巴への形になし、右の手に富士山の絶頂を(手偏+必)み、大に怒れる有様也、矢部駿河守が紋三つ巴なるゆへ、眼と富士山を(手偏+必)めるとにて、それと知らしめしものなりと云」(天保12年12月、南町奉行・矢部駿河守定謙は鳥居耀蔵の陰謀で罷免され、翌年3月、子は改易、自身は桑名藩にお預けとなった。同年8月、水野忠邦や鳥居への抗議のため絶食して餓死。壮絶な最期を遂げた。土蜘蛛の腫の巴を矢部家の三つ巴と見なしたのである) (注、矢部駿河守の家紋) </p>	<p>「土蜘蛛【美濃部筑前守、御側御用にて権勢強く大御所に仕へて、勢ひ振ひしが、薨御後直に仕くじりし人也」(美濃部筑前守は大御所家斉の側近として権勢を誇ったが、家斉死後の天保12年4月、水野忠邦によって小納戸頭取を罷免された)</p> <p>(参照、「土蜘蛛」の暗示するものを「土蜘蛛妖怪図解」は筒井伊賀守、「一勇齋の錦絵」は矢部駿河守、「浜御殿拝観の記」「頭書」は美濃部筑前守とそれぞれ違っているが、水野忠邦によって失脚させられた点では共通する)</p>	(言及なし)	<p>F-2(古堀解) 「土蜘蛛、これを鳥居一派に構陥されて失脚した(天保十二年十二月二十二日)硬骨の町奉行矢部駿河守に擬するものがある。併し土蜘蛛の額上に見える六曜の紋様は、矢部の紋所と符合しないやうである。紋所から判ずれば、或は老朽を以て解職された前町奉行筒井紀伊守に当てたのかとも思はれる」</p> <p>『開版指針』はCと同じ 「土蜘蛛は先達て南町御奉行所御役御免二相成候矢部駿河守様の【但定紋三つ巴也】由、又引立居候小夜着は富士の形を、富士は駿河の名山なれば駿河守と云判事物の由」</p>
顔の賽の目	<p>「顔に賽の目有り、真中一、眼二、鼻山にて三、両口脇四と六、額五也」(賽の目が暗示するものは未詳)</p>	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇斎の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
矢筈 富士山	「巢が矢筈にして富士の形にて矢部駿河守」 (矢筈と富士で矢部駿河守と見なした。落書「越前が矢部をたゝいて鳥を出す」とある。越前は水野忠邦、鳥は鳥居耀蔵。町奉行を矢部から鳥居に代えたのは水野だと見ていたのである)	「蜘蛛の巢の不二山の形是は矢部駿河守のゆうれの(マ)と見る」 (矢部駿河守の幽霊とは、前年の天保13年8月、預かり先の桑名での絶食憤死を踏まえるか。落書「富士の霊こん浜松へむいてとぶ」とあり。浜松は水野を指している)	「矢部駿河守が紋三つ巴なるゆへ、眼と富士山を(手偏+必)めるとにて、それと知らしめしものなり」 (富士山で矢部駿河守を暗示するとした)	「【富士山は矢部駿河守にて、美のべが引立にて立身せしと云、夫故富士山の頂を(手偏+必)で引上しさまを画きしと云】」 (土蜘蛛が富士の頂を引き上げる図柄は、矢部の出世に大御所家斉の側近美濃部筑前守の助力があったことを暗示するというのである)	(言及なし)	(言及なし)
妖怪 三枚続 (右)は右図 (中)は中図 (左)は左図	「化物」 (水野の改革によって生活上の打撃を受けた市中の犠牲者ばかりでなく、水野の糾弾によって失脚した幕臣も「妖怪(化物)」として画かれている)	(言及なし)	「蜘蛛の外に種々様々の化け物あり、こは何れも水野が為に産を破られ命を失ひし者共のおん念なりと云こと也」 (以下、水野忠邦によって失脚させられた幕臣や、改革によって困窮に陥った市中の人々を妖怪で列挙する)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)
妖怪の右軍(左右に対峙する妖怪が将に戦端を開くところ。右軍の総大将は髑髏の馬印を擁した見越し入道か。但し、このような構図にどのような寓意を読み取ればよいのかよく分からない)						
1 亀・甲羅 (右・左上) 土蜘蛛の左	「亀に棒八【鼈甲屋/鼈屋】」 (天保12年10月、高額鼈甲細工禁止。『著作堂雑記』より「玳瑁の櫛笄、高料の呉服物を売候小間物問屋を、御穿盤有之。通油町炭屋、其外小間物問屋三、四軒、其品々を召上げられ、御吟味の上、代金五両より下の品八其商人に返し被下、五両より高金の品々皆打碎て焼捨られ、此件壬寅夏四月落着すといふ」。「壬寅」は天保十四年)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「鼈甲」 (「鼈甲櫛笄百目限」)	F-2(古堀解) 「鼈甲」 「奢侈禁制の一例。同時に又高価なすつぼん料理の禁制とも判じられる」
2 歯無し大口 ・轆轤首 (右・左上)	「歯のなき八【おはなし売】」 (未詳。話家とすれば、寄席が規制されたことで被害者ではあるのだが) 「轆轤首【娘/小供なり】」 (「娘、子供」が暗示するもの未詳。天保12年12月、北町奉行遠山左衛門尉の町方向け説諭に、娘子供の髪飾りや衣類の華美を戒めるくだりがある。しかし轆轤首がなぜ、娘子供なのか未詳)	(言及なし)	(言及なし)	「るくる首【歯なく口を明きて下に亀あり、江戸の咄しゝの師家喜蝶といへるもの也、御改革に付て厳敷御咄蒙りしとなり】」 (「(天保13年)二月十四日より寄場・講釈場御禁制なり、江戸中二百十三軒之内十五軒御免に成(中略)但し、女浄瑠璃は不及申、鳴物音曲は不相成、軍書講談・昔噺し計。話家喜蝶は未詳」)	「咄し家」 (「町々寄場十五所定」)	F-2(古堀解) 「咄家、即ち席停の制限。寄場は十三年五月九個所に限られた」
3 鐙を持つ鬼 (右・左上)	「鬼瓦が泥鐙を捧る八【塗屋/植】」 (鬼瓦は贅沢とされたのだろう。天保13年4月、土蔵造り又は塗家にする旨の触書あり。落書「塗家にしろの何のと益もない損な事だ」「金持地面塗屋ト作ス」)	「よき屋つくり普しん停止ゆへ、鬼瓦左官の化物」 (天保13年5月、質素儉約を守り身分相応の家作りを求める触書あり)	(言及なし)	「鬼のこて持てるは【御改革にて江戸市中の鬼瓦取払にて悉丸瓦となりし故也】」 (「町々土蔵塗家二被仰渡。鬼瓦を取り払って悉く丸瓦にしたかどうか未詳」)	「ごろつき」 (天保13年4月銭さ押し売り禁止。同年11月無宿非人の逮捕令。鬼瓦の後部分が銭さしに似ていることは確かだが、なぜこの図様が「ごろつき」で、それを無宿人としたか不明。「役場中間銭さし押入止」「国々無宿者、御大名へ御引渡」)	F-2(古堀解) 「雷、ごろつき。茶屋小屋を廻って弱身に付け込み、威迫虚喝を以てゆすり騙りをする輩。非役の小普請などに多かつた。鐙は自身に泥を塗るの意か(十三年四月、同十一月) (古堀解は石井研堂の解釈に倣ったようである。「ごろつき」は「雷」からの連想か)
4 木魚 (右・左上) 鐙持つ者の下	「木魚八【講中なり】」 (天保13年2月、木魚講・富士講の停止)	「所々家々におひて、念仏の寄せ集る事停止故、木魚の化もの」 (「町々念仏題目へ鐘太鼓入ること止」)	(言及なし)	「木魚【念仏講を俗家にて勤る事を御停止となりし故也】」 (左記参照)	「木魚講」 (天保13年6月、念仏講題目講大勢集会禁止、鐘太鼓を入れること禁止)	F-1(大坂付箋) 「念仏講・木魚講など」  F-2(古堀解) 「木魚講。十三年六月念仏講、題目講其他此種寄合に対する禁令を発した」
5 白い小動物 (右・左端) 白地の幟を持つ怪獣 (右・左下)	「貂、狼の形八【龍野侯/芝居者】」 (白い小動物を貂、幟を持つ怪獣を狼と見立て、一對のものと解したようだ。貂の皮は龍野藩主・脇坂の家宝。天保7年の千石騒動を落着かせた脇坂安董は、将軍家斉の信頼を得て西丸老中に就任する。しかし天保12年1月、家斉が逝去するや、2月には後を追うように突然の死去。「おひとり淋しからふと道づれにきてん(貂)の親爺跡追てゆく」家斉の遺骸を上野寛永寺に納めるか芝増上寺にするかで、脇坂は水野と対立。「国替にこりずに又も尊骸の水は上野へ逆さまに行」とある。天保十一年の三方領地替えの失敗にも懲りずにまたノ、水野の横車で、増上寺の予定が上野寛永寺へという落首。	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	F-2(古堀解) 「怪鳥、(木魚の隣)鳥のお化けらしいが不明」

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
6 白地の幟を持つ怪獣 (右・左下)	「貂、狼の形八【龍野侯ノ芝居者】」 (狼を芝居者とする解釈、その根拠がよくわからない。芝居者への規制は、猿若町への移転をはじめ、市川海老蔵の江戸四里四方追放、役者の居住規制等が行われた。「役者共【不残猿若町え引移】」「宮寺地芝居取払二成」))	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「両替」(怪獣) (石井「(公定相場)で損害を受けた両替屋の精霊であろう」とする。ただなぜこの化け物が両替屋が不明。「銭相場六貫五百文」)	F-2(古堀解) 「旗を持つ怪獣、(中略)旗の大きく高い所から大梵天と判じ、山伏体(狼に見立てたか)の者が大梵天を持歩き、門に立つて銭を乞ふのを禁じたものと解する(十三年五月)若くは開帳場の大幟制限か」
7 白地の幟 (右・左上)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「法印」(幟) (天保13年5月、俗人大勢して山伏修験者を装い梵天を指して初穂料を強要することを禁ずる。「神職社人町宅止」)	(言及なし)
図様未詳	「同刷牙八【寺の幡 質屋ノ小呉服】」 (「同刷牙」の同は貂狼、刷牙は齒を磨くの意味だが、その図柄がよく分からない。またそれがなぜ寺の幡や質屋や小呉服を擬えるのか根拠未詳。天保13年5月、質屋・古着屋取締令)	(参照、「質物利【銭百文二付二文二成】」古着屋 けん何刃といふ事止」「町人羽二重龍門綾禁」)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)
8 骸骨の馬印 (纏) (中・右上)	「九ツの骸骨の馬印八【苦界にて女郎屋也】」 (馬印は戦陣で総大将の所在を示す旗幟。九ツの骸骨を苦界と読み替え女郎屋としたか。「市中【隠売女屋吉原へ引移ル】」)	「晒首まとい草故十組問屋など」 (絵柄を晒首(シロコウ)の纏(マイ)と解して十組問屋とした。解散令は天保12年12月)	(言及なし)	「晒首馬印【菱垣十組問屋共】」 (こちらは絵柄を晒首の馬印と解している。「十組や問屋の株がない」13年3月、問屋仲間廃止令が再び出る)	「十組」 (「桧垣廻船十組止」)	F-2(古堀解) 「髑髏の指物、十組問屋、髑髏九個見えるが十組の当込」
9 馬上の入道 (中・中央)	「馬上の大將八【眼徳と云しヲカツ引故、指の采配持、模様茶台は此者常に浄瑠璃を好て、指の采配は多くの人の思ひなり。一に奥州医師某と云】」 (指の采配を十手に見立てたか。岡っ引の眼徳なるものとする。着物の茶台模様から浄瑠璃好きと解釈したのだろうか、岡っ引きが馬上の大將とは奇妙である。また某奥州医師ともいうのだが、どうも分かりかねる解釈である。には、町同心や岡っ引きが下知に抛らず町人娘・婦人の美服を剥ぎ取ることを町奉行が禁じたとある。下出「指采配」参照)	「馬に乗て居る入道は浅草辺切店座頭。あたまの上の事、首は親父一所に傍囃になりし化物」 (浅草辺の切店(遊女屋)。吉原以外の岡場所では禁止された。「江戸中岡場所と唱ふる隠し売女、皆停廃せらる(略)切見世と唱ふる物迄、其地にて渡世致事ゆるされず」とある。天保13年12月記事「浅草堂前店頭徳次郎親子遠島也。切店亭主咎め手鎖」同14年5月「遠島船出る(中略)浅草堂前の店頭」とある。流罪に処せられたのである。(全文は20「白髪鼻高のもの」参照)「傍囃」は音読すると亡霊でもあるのだが、未詳)	「高入道の晒頭の馬印を建て、人の指を以て作れる采配を以て多の天怪を指揮する有り、これ一方の大將と見ゆ、種々さまノ\の噂あれ共中野関翁なるべしと思はれる」 (中野石翁、小納戸頭取・中野播磨守清茂。天保十二年四月、蟄居を命じられる。家斉の側近、家斉の愛妾・お美代の方の養父。馬印は戦陣で総大将の所在を示す旗幟。つまり闇で対峙する右の化物軍の総大将を中野石翁としたのである。この入道は下記の朱の法衣を着た達磨如きものと一対になっている)	「大入道【浅草道茶店親子共流罪と成る、あたまの上に子のしやり首あり】」 (親子共々流罪となった茶店とは、左記「浜御殿拝観の記」「頭書」と同じ浅草の切店である。天保13年3月「浅草三十三間堂前昼見世御手入也。凡百人余召捕、町役人二預、店頭入牢、亭主手鎖」「飯盛や杓子女のなくなりてまゝ喰ふ事にこまる人々」とあり、また「苗売」には「岡場所残らず女郎のない」ともある)	(言及なし)	F-2(古堀解) 「轆轤首(見越入道)(中略)或は町内の若者頭等が祭礼吉凶等に際し、恐喝強制を行ふに對しての禁令か(十二年八月)」
10 指采配 (見越入道が持つ)	(特に記していないが、指采配を十手と見立てのかもしれない。それで馬上の見越し入道を岡っ引としたのだろうか。「当寅(天保十四年)の春、町同心、町人の妻娘美服を着て往来する者を捕ふ。是によりて岡っ引きと唱ふる者、其女の衣裳を剥ぎ取ることを町奉行の私計ひ也。後に聞へて、町奉行より禁ぜらる」)	(言及なし)	(言及なし)	「米相場也」 (指采配と米相場との関係は未詳。米問屋の独占廃止)	(言及なし)	(言及なし)
11 三つ目女 (中・右)	「三ツ目八【神子】」 (神子の根拠不明)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「水天ぐ」 (石井はなぜ「水天宮」か未詳とする)	F-2(古堀解) 「三つ目、剣を持つてゐるから何かの神体らしい、水天宮とすれば神仏礼拝に対する禁令」
12 青龍刀 (中・右) 三つ目が持つ	「青龍刀」 (解釈を示さず)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
13 老僧 (中・右) 三つ目の下	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「善正院」 (石井は未詳とする)	F-2(古堀解) 「羅漢」「鬼譚」に善正院未詳とある。善正院は不明であるが、教光院了善ならば、天保の改革の犠牲者の一人である(以下、了善の軽追放に関する記事あり、略)。 (下出「鰻の鉢巻に杓子をもつ坊主」の項「大坂付箋」の「教光院」参照)
14 提灯 (中・右) 入道の胸元	「挑灯八【四ッ手駕籠なり】」 (四ッ手駕籠は庶民の乗り物。駕籠と提灯は付き物であるが、何を踏まえた解釈が未詳)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	F-2(古堀解) 「提灯、御神灯と判じて稽古所女師匠に対する禁戒(十三年三月)」
15 怪獣二匹	(提灯と羅漢と三つ目の間、正体不明)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	F-2(古堀解) 「提灯と羅漢の間二つ、猫と猪の化物らしいが不明」
16 馬 (中・中央上)	「馬八【高金不相成、三十両留りなり】」 (天保13年6月、馬喰馬三十両以上の売買禁止)	(言及なし)	(言及なし)	「馬【博奕】」 (天保13年2月、町人は勿論、武家での博奕禁止。落書「部屋ノ裏店はくちのない」)	「施主」 (施主は葬式当事者の意味。「葬礼ノ節【施主三四人限】」)	F-2(古堀解) 「馬、これは前出の轆轤首(若くは提灯と一体に見るべきものかも知れぬ。併し独立のものとするれば、馬の手綱が物々しく付いてある点から判じ、小荷駄馬の手綱をつめて引くやうにとの申渡(今世孝子競)とでも解すべきものであろうか)」
17 蓮の葉を被るもの (中・中央) 馬の顎下	「蓮の葉を冠八【子をろしノ寺大黒】」 (天保13年11月、女医者による墮胎禁止。大黒は僧の妻をいう。改革との関係は未詳)	「蓮葉をかむりしは子のおろしや」 (「月水早流薬禁」)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	F-2(古堀解) 「蓮の葉を冠る、亡者、仏事葬式節約の令(十三年三月)」
18 大口を開けるもの (中・中央) 馬首の下	「上ヲ向口を明たる八【金物】」 (天保13年6月、金銀製品を差し出す旨の触書出る) 「口を明たる八【鳶 上の劔に町内にて】」 (「鳶人足【半天股引隔年二渡】」)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「抱主」 (抱主は妓楼の主。「市中【隠売女屋吉原へ引移ル】」)	(言及なし)
19 口先とがった大目玉のもの (中・右下)	「眼の丸き八【成田屋、下二具足少々見ゆる】」 (目力の市川家だから、大きな目を成田屋・市川海老蔵としたのだろう。あるいは、天保13年6月、贅沢の廉で江戸十里四方追放を命じられているから、大目玉を食った成田屋と洒落たのかもしれない。に六月二十二日付の判決文あり)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「海老蔵」 (「市川海老蔵、家作・調度・庭等、豪奢の咎で江戸払い」口絵の小札11「金びら」12「海老蔵」が本文では「海老蔵」「金びら」入れ替わっているのが気になるが)	F-2(古堀解) 「大目玉」海老蔵は役者の中で大きな眼、其の筋から睨まれて大目玉を頂戴した」13年3月、「牢破りの景清」に出演中、奢侈の禁令に触れ吟味、6月江戸十里四方追放「景清が牢を破って手錠食ひ」
20 白髪鼻高のもの (中・右下)	「大天狗八【天狗長と云鳶、小天狗と合、諸々大小の金毘羅】」 (金毘羅権現の眷属である天狗は鳶の姿で飛行するが、天狗長という鳶は未詳)天狗は修験道の山伏と同じ装束。従って天狗は山伏を擬えたものである。天保13年7月、修験者(山伏)に対し町住居停止令が出ている)	「白髪の鼻高きは堺町名主大塚親父」 (中村座のある堺町の名主が大塚五郎兵衛。天保13年11月、高利貸しの罪で親子共々流罪の判決。翌年5月、執行。「大塚もついてくるなり一里塚」中村座の猿若町移転にともなって、名主の大塚も移ったのである。一里塚とは日光街道の浅草のもの)	「鼻高く画きしは芝居役者市川団十郎なるべし」 (天保13年3月、逮捕。同6月、市川海老蔵は奢侈の廉で江戸十里四方追放になっている。「白猿はきば(木場)をとられて青くなり 成田屋は役者の中で大きな目」白猿は俳名、木場の自宅は破却。鼻高と団十郎は未詳)	「鼻高親父【堺町名主大塚屋といへる人】」 (「五月廿九日、遠島船四艘出ル也、三宅・新島・八丈島也、松永町紀伊国や、浅草堂前の店頭、堺町名主、牛込南蔵院流罪也、是を狐拳と言也、狐遣ひ南蔵院、鉄砲が堂前店がしら、庄屋が堺町名主大塚五郎兵衛也」)	「金びら」 (石井は未詳とするも「金びらにいらぬ鳥居を納めけり」の落首をひいて、鳥居甲斐守耀蔵の讃岐幽閉を擬えたものかとするが、これは弘化二年のこと、時代が違う)	F-2(古堀解) 「天狗、金比羅(讃岐の金毘羅から、鳥居耀蔵の讃岐幽閉と結びつけるのは無理とし)或はお祭りに出る鼻高面(猿田彦)と解し、お祭りに関する制限が、若くは単に金比羅参りの乞食の徒か、又或は修験山伏の類か」
	『開版指針』 「天狗は市中住居不相成鼠山渋谷豊沢村え引移被仰付候修験」					

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
21 烏の嘴のもの (中・右下) 白髪・鼻高の下	「同じき八【松平伯耆守殿】」 (天保14年7月、松平伯耆守は日光社参時、引率人数不足で出仕禁止、自宅謹慎を命じられている。「同じき八」の意味が判然としないが、「大天狗」の記述に続いているので、こちらを小天狗(烏天狗)とみなした。ただ、なぜ松平伯耆守かは不明)	「江戸中の山伏皆浅草天門原へ引越町住になる」 (天保13年7月、山伏・修験者の市井での住居禁止令。「神職社人【不残浅草天門原鼠山広尾原へ屋敷被下引移】」強制移転も行われた。『武江年表』に「五月、市井居住の巫覡(みこ)修験をして、浅草(書替所の脇、測量所の脇)渋谷豊沢村、鼠山へ地を賜はり、残らず此所へ移る」とある)	(言及なし)	「山伏【悉天目が原へ引越被仰付し故也、したひに一目を画てこれをしらしむ】」 (左記の「天門原」もこの「天目が原」も浅草天文台の付近という意味で使っているのであろうか。「したひ」は額か)	「かざり」 (石井「金銀製の笄(カザリ)煙管其他一切貴金属の使用を停止したのが十三年六月である。飾職の者は突然其職業を奪はれたのである」)	F-2(古堀解) 「烏天狗(「鬼譚」が「かざりと」判じたか不明として)或は化物の歯並が鑪にでも似てゐると云ふにあるか。併し前での天狗も、此烏天狗も、共に修験山伏の類と判じた方がよさそうである」 (「鑪=鉢」だが、金属を溶かす炉から飾り職への連想は苦しい)
22 西瓜 (中・中央)	「西瓜【初物なり】」 (天保13年4月、季節前の野菜、初物野菜売買禁止。「もやし初物ト唱青物止」)	「西瓜は八百屋の化物」 (天保13年4月、日本橋室町の八百屋、茄子を高く売って逮捕、外出禁止になる)	「八百や」 「野菜もの、其時に先達而高直に売候事を禁ぜらる」)	「西瓜【水くわしやの化物】」 (水菓子は果物のこと)	「砂村」 (石井は砂村を江戸川西岸で青物産地とし、初物売買禁止を擬えたとする)	F-1(大坂付箋) 「初物」 F-2(古堀解) 「西瓜」 (左記「鬼譚」同様、野菜の産地「砂村」と判じ、初物禁令とする)
23 蓮の花持つ鯰 (中・中央) 痘痕顔の下	「鯰の蓮の花持し八【池の端取払なり】」 (天保12年8月、不忍池の茶屋残らず撤去される。上野池の端は蓮見物と出会い茶屋が有名であった。「藪から棒 床見世と小茶屋の取払い」)	「なまずは印旛沼の主」 (印旛沼の開削工事開始は天保14年7月。「水野出て堀ちらかした印旛沼元の田沼となりけるかな」結局、天明の田沼意次同様、失敗に終わる)	(言及なし)	(言及なし)	「四つ目屋」 (石井「催春薬舗の名である、淫薬の禁はさることながら鯰がなぜ四つ目屋なるか明でない」)	F-2(古堀解) 「蓮の葉を冠る、亡者、仏事葬式節約の令(十三年三月)」
24 蟹 (中・中央上) 西瓜と河童の間	「蟹【検門ニて這といふ儀なり】」 (検門は権門か。権威に伏して這いつくばる者が多いことを諷刺したのであろうか)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「宿無(やどなし)」 (石井は天保13年11月の禁令をあげる。小札の位置が蟹か河童か微妙)	F-2(古堀解) 「旗と蟹、旗の先に茶釜がり、下部に蟹があるから水茶屋と判じる」 (古堀解は幟と蟹を一体と見る)
25 幟の竿先の茶釜 (中・左上)	「幟の上茶釜八【水茶屋也】」 (天保13年3月、水茶屋に茶汲み女置くこと禁止。「水茶屋娘に若ひがない」)	「茶釜の堀水茶屋也」 (天保13年3月、酌取女を抱え置く料理茶屋水茶屋取り払う。「天保十三年の春より、江戸中水茶屋・楊弓場に若き女を出し置事を禁ぜらる」)	(言及なし)	(言及なし)	「水茶屋」 (石井は天明13年3月、8月の私娼禁止令、出茶屋転業令をあげる)	----- F-1(大坂付箋) 「水茶屋」 (これは竿先に茶釜のある幟に対する解釈)
26 目盛りの入った幟 (中・左上)	(言及なし)	(言及なし)	「呉服屋は織の乳をこと／＼くに物さしの如く書て之を悟らしむ」 (羽織の紐を通す乳(フ)と物差しで呉服屋を暗示。天保12年10月、女の衣類大づくりの織物縫い物、金糸の使用禁止、小袖代銀三百匁、染模様小袖代銀百五十匁以上無用の触書。「軽い身を重い御趣意の綿木綿 浦ノ／＼までもきぬものはなし」「町人羽二重 龍門綾禁」)	「幟【かず多し、浅草前の茶店又ちりめんなどにて、乳をば何れも物さしの如くなして呉服屋の困れる様を顕はせしなり】」 (「禁物 縮緬類【但し綿類は苦しからず】諸絹物但売又買ひもあし」贅沢禁止で高価な商品を扱う呉服屋には打撃だというのだろう) 「白織は【白木屋といへる呉服屋戸へ被仰付、此卵織類すべて呉服屋共なり】」 (天保14年、三井その外の呉服商名目上木綿帯にして絹糸製のものを一両二歩で高い戸へ(閉門)、という噂記事あり)	「花火」 (石井「十三年五月廿四日、玉屋かぎ屋が、代銀三十匁以上の花火をかってはならぬことを令えられ、同日子供の弄び花火も、葎筒に限るべき事を令ぜられた」とある。しかしこの幟がどうして花火なのかの説明はない。「花火」とした人の根拠を辿り得ないのである。「花火葎筒二可致」)	F-2(古堀解) 「旗と河童、河童に胡瓜は付き物だから一体と看做し、水に縁ある水場所と解する。これは河岸の床店に対する取締とも解されるが、ここでは大川筋の禁令を当込んだものであろう、即ち花火の制限、失火による玉屋の所払等。因みに芝居の呼込み引張りを俗にかつばと言つた。(中略)往来の人々を芝居に引入れたのである。天保改革迄は此等の徒に悪弊が多かつた。(中略)芝居者のかつばも亦改革で矯正された」
27 河太郎 (中・左上)	「河太郎【姣者ニ芝居者】」 (「姣者」は美男子。芝居者ともに男色相手。天保13年3月、私娼・男色禁止。「大川のはたで河童がやたりひき」芝居の客引きを河童というから、三座が猿若町に移転したため、河童の活躍舞台も大川端になったという寓意か)	「かは太郎はよし丁湯島のかげま也」 (芳町・湯島の陰間は男娼。「坊主の為には芳町も少しはあるがよい」)	(言及なし)	「河童【かつば、頭長の人】」 (「かつば頭長の人」は未詳)	「宿無(やどなし)」 (石井は天保13年11月の禁令をあげる。小札の位置蟹か河童か微妙)	F-1(大坂付箋) 「かけま茶屋」 (男娼)

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
28 筆を持つ惣髪・黒まだらのもの (中・中央)	<p>「筆を持八【奥御右筆組頭大沢弥三郎、道顔のほちノハは皺のくひ出来形、藤の丸は大沢定紋なり】」 (天保12年7月、元奥右筆の大沢弥三郎、町人名義で町家を所有して、町人に貸し付けた咎で免職、自宅謹慎。にも記事あり。但し9月、痘痕(アハタ)のようなぼちノハと大沢との関係は不明)</p> <p>『開版指針』 「筆を持居候は御役御免二相成候奥御祐筆の由」 (名前を記していないが、このお役御免の奥御祐筆とはAと同じく大沢弥三郎を指すと思われる)</p>	<p>「金(マ)を以て居る惣髪は上の学者成島、水野に叱られし故こゝに出す」 (「新井筑後 気どり 成嶋図書」成島は奥儒者成島図書司直。儒者で町奉行格の諸太夫になったのは新井筑後守白石以来のこと。その白石と気取っているという諷刺。天保12年8月奥儒者になるが、同14年6月、表向きの件にも干渉し過ぎて謹慎を命じられた。「面ら憎き国侍の利口ぶり 成嶋庵黒石」)</p>	<p>(言及なし)</p> <p>参考落書 「五気どり 有徳院様 気どり 先生 黄門光圀卿 気どり 水府 白川越中 気どり 水越前 大岡越前 気どり 矢部駿河 新井筑後白石 気どり 成嶋図書」 有徳院=八代将軍吉宗(享保改革) 先生=家慶 黄門=水戸光圀・水附=水戸藩主斉昭 白川越中=松平越中守定信(寛政改革) 水越前=水野越前守忠邦(天保改革) 大岡越前=町奉行大岡越前守忠相 矢部駿河=町奉行矢部駿河守定謙</p>	<p>「筆を持たるは【屋代太郎と云御祐筆水野がためにしくじらされて閉門をなす】」 (右筆・屋代弘賢は天保12年の没だが、水野との関係や閉門のことは不明)</p>	<p>「祐筆」 (石井「諸大名上知の法文は、執筆役の祐筆ども、後難を恐れて誰一人書く者無く、己むをえず越前守自身で書いたものなそうだ」この石井の解釈は天保14年6月の上知令をまててのもの。「大沢の小札は鼻削げ・稚児髪のところにあるがもとはこの痘痕顔に付いていたとする)</p>	<p>F-1(大坂付箋) 「橋爪勘平」 (「天保十三年)十月初旬、橋爪勘平と云者、出入屋敷家来分二で帯刀致候処、江戸中に抱地所八十ヶ所も持たり、其内家主共に帯刀致させたるも有、奢侈の御咎にて追放二相成候由『きゝのまにまに』喜多村筠庭著。 「橋爪寛平は江戸大分限者二で、江戸にて三寛平と言大金持なり(中略)橋爪奢侈二増長せし故、闕所共、又八御免なき名字を名乗し故成共、種々の説有之」) F-2(古堀解) 「筆を持つ茶筌髪(石井研堂の祐筆説を紹介した後)併し(寺門静軒・柳亭種彦・為永春水)の如き作者、又は錦絵、草双紙の画工(十三年六月、同十一月、十四年五月の禁令)を指したものと解する方が適切ではあるまいか」</p>
29 坊主頭・鰻の鉢巻・手に杓子を持つもの (中・中央)	<p>「坊主頭、鰻の頭巻八【杓子を持八宿屋の子故、長の字杓子二付候八飯盛売女、中山智泉院】」 (杓子は飯盛女を暗示。飯盛女は私娼、売色を禁じられた。落書に「飯盛や杓子女のなくなりてまゝ喰ふ事にこまる人々」。「中山智泉院」とは同院の僧日尚を暗示。天保12年10月、下総中山法華経寺智泉院の僧日尚は下総船橋の旅籠屋長兵衛方の下女(ます)と密通、女犯の罪にて三日間の晒しを命じられる。杓子の「長」の字を配したのはそれを匂わせたか。また日尚の実父で守玄院の僧日啓もまた、智泉院住職中、後家尼僧・妙栄と密通した廉で、遠島に処せられている。なお、日啓は大御所家斉の側室お美代の方とは兄妹の関係であった。「惣領、智泉院法号日啓」「三女、於美代方」)</p>	<p>「杓子以て居る坊主は下谷辺の和尚、飯盛女お栄に深く馴染、或時うなぎやお長と二人居て酒を呑んでいる所を召捕られし故あたまにうなぎを巻いて居る」 (天保12年6月「柳島妙見・下谷徳大寺・谷中七面・其外法華宗廿五六寺、女犯致し召捕、四ッ谷大宗寺其外八九ヶ寺同断也」とあり。飯盛女お栄・お長は未詳。「市中【酌取女隠売女禁】」)</p>	<p>(言及なし)</p> <p>『開版指針』 「長ノ字の付候杓子を持、鱧(マ鰻?)にて鉢巻いたし候坊主は芝邊寺号失念日蓮宗にて鱧屋の娘を囲妾二いたし、其上品川宿にてお長と申飯売と女犯二で御遠島に相成候ものゝ由」 (芝辺りの日蓮宗の僧侶で、鰻屋の娘を妾に囲い、さらに品川宿の飯盛女・お長なるものと密通して遠島に処せられた者という)</p>	<p>「獅々義の化物坊主、杓子を持、うなぎを鉢巻なせしは【下谷極楽寺和尚、飯盛お長といへる女になじみ生洲にて召捕られ、さらし物となりしなり】」 (左記参照。「獅々義の化物坊主・極楽寺和尚、飯盛お長」は未詳)</p>	<p>「中山」 (石井もこの中山を、天保12年10月、女犯の廉で遠島になった下総中山法華経寺智泉院の日尚、守玄院日啓と解釈している。鰻の鉢巻は腥(ナグサ)法印の寓意とする)</p>	<p>F-1(大坂付箋) 「教光院」 (「教光院」は大井村の修験祈禱師・教光院了善。天保12年、鳥居耀蔵の命を受けた本庄茂平次に陥れられ、水野美濃守の依頼で水野忠邦を調伏したと讒言されて追放処分になった。了善と親交のあった水野美濃守はこれが原因で諏訪謫居となったとされる。「水野閣老」福地桜痴著) F-2(古堀解) 「鱧を鉢巻した坊主(「鬼譚」は鱧を四つ目屋、坊主を中山二つに分けてある。併しこれは一体とし、鱧の「なま」を利かせて、なまぐさ坊主と洒落たのではあるまいか」 (坊主の鉢巻は鱧ではなく鰻)</p>
30 魚 (中・中央下) 鰻の鉢巻坊主の下	<p>「魚八【料理茶屋】」 (天保13年3月、酌取女(私娼)を抱え置く料理茶屋水茶屋を撤去令。私娼の吉原行きか転業を命じられる)</p>	<p>(言及なし)</p>	<p>「生洲料理屋」 (左記参照)</p>	<p>(言及なし)</p>	<p>「献上」 (石井「鮮鯛(マ死)の代りに現なまで献上するやうに改めたのが十二年九月十日」)</p>	<p>F-2(古堀解) 「鯛、鮮鯛献上」 (天保12年9月、諸家の鮮鯛献上、代金納化される)</p>
31 軍配を持つ三ッ目坊主 (中・左上)	<p>「福祿寿・三ッ目【株主・地主・金貸】」 (三ッ目の福祿寿は、株仲間解散、地代店賃の引き下げ・貸借金銀の利下げが天保13年それぞれ命じられた。天保12年12月、問屋・組合・仲間停止令、翌年3月再令。天保13年8月、地代・家賃引下。同年9月、貸出金利制限令。「諸問屋向不残止」「市中地代店賃引下ル」「高利貸金止」「金利【二十五両一分に成高利止】」)</p>	<p>「称録(マ)、或は向島中野関翁也、屋敷は隅田川故、都鳥に乗て居る、あたまにでんほ有」 (「称録」は未詳。或いは福祿寿の福録か。中野石翁の下屋敷は向島にあった。「でんほ」はたんこぶの意味。画中、確かに三目の福祿寿の頭に小さな瘤が見えている。石翁にも瘤があったか。天保12年11月の落書に「福祿寿石翁」其方儀、隠居之身分として下屋敷へ鶴を飼置候義、如何之事に候。以来無用たるべき候」水野忠邦によって処罰された。鶴の縁で石翁を福祿寿とし、向島(隅田川)から都鳥に乗るとしたのだろう。中野石翁については次項「小鳥」を参照のこと)</p>	<p>(言及なし)</p>	<p>「うちはを持て都鳥に乗りしは【中野関翁】」 (左記参照。隅田川の都鳥から石翁を暗示させようというのである)</p>	<p>「碩翁」 (石井「中野碩翁碩翁は家斉將軍の寵臣で、十二年四月真先に水野の槍玉に挙げられた」)</p>	<p>F-2(古堀解) 「軍配を振上げる坊主、家斉の寵臣中野播磨守石翁に見立てた。後頭部に瘤が見える。何か訳でもありさうに思はれる。彼が向島の居宅を没収破毀されたとき、落首に「川端に石の地蔵が泣いて居る」</p>



	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
32 小鳥 (中・左上) 三ッ目・福祿 寿の下	「雀【躍の類なり】」 (未詳) 「腹雀【中野石翁鳥溜をふくれて居る】」 (「腹雀」は未詳。中野石翁は大御所家斉の側近で小納戸頭取の播磨守清茂。家斉が寵愛したお美代の養父。剃髪して石翁と号した。「鳥溜」は石翁が向島の下屋敷で鶴を飼い置いた所をいうか。上記福祿寿参照どの図柄を腹雀と見たのか不明、もし「都鳥」と同じものとする「浜御殿拝観の記」やその「頭書」と同じ鳥になるのだが)	「高直の飼鳥停止」 (天保13年6月、盗鳥・無印鳥・隠鳥の売買禁止の町触)	「鳥屋」 (左記参照)	(言及なし)	「小鳥」 (石井「多分これは一羽幾両などいふ愛用小鳥の制限だろうが、(餌指の法と無印の水鳥売買禁止令以外)まだ其法文等の実例を見かけない」)	F-2(古堀解) 「小鳥」 (右「鬼譚」記事を引用)
33 鼻削げ稚 児鬘のもの (中・左下)	「凹鼻児鬘【印旛沼、弁才天おみよの方、下駄屋天鷲織のはな緒、雛】」 (印旛沼は水野忠邦が推進した普請工事、「古沼へ金をなげこむ水野おと」とあり事業は失敗した。お美代の方は大御所家斉の愛妾。天保12年11月の落書「弁才天お美代 其方儀、所持三味線とは事替り候得共、鳴物所持致し、酒宴の席へ取持に出、酌取杯致候儀、以来堅く無用と為すべく候事」に「女子の裏付草履に天鷲絨の鼻緒を禁ぜらる」とあり。ビロードは贅沢品とされた。「雛」については天保12年10月、人形は八寸以上無用、道具も梨子地の蒔絵は禁じられる)	「鼻の黒く女は大御所の妾也、疾にて鼻落て押込になりし女也」 (家斉の愛妾・お美代の方。家斉死後の天保12年、水野によって押込に処せらる。加賀藩が引取り、表向きは押込の体裁だが、内実は至って結構な取扱を受け、外出禁止だけで安楽の上だったという)	(言及なし)	「鼻なき女【大御所の御愛妾瘡毒にてはな落しなり、押込となる、髪はびろうと下た草りの鼻緒なり】」 (お美代の方。但し蒼毒(梅毒)云々は未詳。押込になったことは記参照。「下た草り」は下駄草履。天保13年7月、天鷲絨や革の鼻緒を禁止。「天鷲絨鼻緒の雪駄がない」)	「大澤」 (石井は未詳とする。「大沢」の小札はこのあばた顔の筆をもつ者についていたのかもしれない。大沢は元奥右筆の大沢弥三郎か。天保12年7月、町人名義で町屋を所有して、町人に貸し付けた咎で免職)	F-2(古堀解) 「天神鬘の稚児(中略)鬘の天神から湯島と判じ、湯島の稚児即ち陰間と解したい。男娼の禁は十三年三月」
34 稚児鬘 (鼻削げ稚児 の髪)	「髪丸八【唐物屋手に持し珊瑚樹】」 (鼻削げ稚児鬘の輪っか状の髪型に注目したのだろう。珊瑚を扱った唐物屋とした。「禁物 唐物類并珊瑚樹・女髪結・鼈甲」)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)
35 一つ目 (中・左下)	「一ッ目【祭礼并二天王、一ッ目の検校】」 (「土蜘蛛妖怪図」には一つ目のものが二つある。『天保雑記』には「祭礼并二天王」と解釈できる「一ッ目」と「一ッ目の検校」と解釈できる「一ッ目」とがあるようだ。この三枚続の中図の一つ目がどちらに相当するかよく分からないが、とりあえず右記に倣って「一ッ目の検校」としておく「祭礼并天王」の一つ目の方は、左図37の方で取り上げることにした。本所一つ目弁天は鍼治療で知られる杉山検校の創建だが、これは無関係で、どうやら右記にあるように単に岡場所の一つとして挙げられているのかもしれない。当然取り払われている)	「眼一つは本庄一つ目弁天と云女郎」 (本所一つ目弁天の門前は岡場所としても有名であったが、天保13年3月禁じられた(『武江年表』)「岡場所の弁天吉原にて開帳」「市中【酌取女隠売女禁】」)	(言及なし)	(言及なし)	「名月」 (石井「いものお化らしいから、名月に相違なかるうが、真意未詳」)	F-1(大坂付箋) 「一ッ目付近の遊女屋」  F-2(古堀解) 「土籠(中略)此お化を芋と判じないで土籠もぐらと見る。もくらが土を掘ることから、ほる即ちほりもの、文身に対する禁令(十三年三月)と解するのである」
妖怪の左軍						
36 口のめく れた裸のもの (左・右上)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「(顔の図あり)【この図は鳥目相場上げられしゆへなりとぞ】」 天保13年8月、銭相場、金1両=6500文と定める。落書「銭の相場の上げ下げ咄し 六貫亭五百」「銭払底に付御蔵より御払銭出る」)	「あたけ」 (石井「安宅鯨」天保13年3月「高直なる鮓を売て鮓屋三十四軒召捕也、五十日之戸ノ二て御免也」「鮓一ッ八文より高直の品不可売と定めらる」)	F-2(古堀解) 「戦先頭の裸体(中略)からだの恰好は仁王に似てゐる。又片手に弓、片手に矢(棍棒)を持つているから矢大臣か。何れにしても神仏礼拝祈祷の制限に当る」
37 一つ目・ 鳥・三本指 (左・右上)	「一ッ目【祭礼并二天王ノ一ッ目の検校】」 (35の図様の一つ目は「一ッ目の検校」。こちらの一つ目を「祭礼并天王」と解釈できる図様と見なした。天王祭に対する規制は右記参照。ただ、一つ目がなぜ祭礼及び天王祭を擬えることになるのか未詳。)	「あたまに鳥の有は山王様の家根の鳥、天王様は今年より三年休ゆへ指を三本出して居る也」 (この鳥は山車巡行の先頭に行く大伝馬町の諫鼓鳥。『武江年表』天保13年6月記事「山王御祭礼、附祭二十箇所なりしを三組に改むる」「六月、大伝馬町小船町牛頭天王御旅出の事、当年より五箇年の間休む」)	(言及なし)	「一眼にして頭上に鳥を頂き指三本なのは【当年より三ヶ年祭礼やめになりしゆへなりとぞ】」 (左記参照)	「天王」「三天王」 (石井「天王祭の制限は、十二月五月廿二日の禁令である。多分大伝馬町の天王祭のことであろう」)	F-1(大坂付箋) 「一ッ目付近の遊女屋」  F-2(古堀解) 「閑古鳥、お祭り、五月の山王祭、九月の神田祭の山車、第一番大伝馬町の諫鼓鶏。お祭に無益の雑費をかけてはならぬとの禁令(十二年五月、同八月、十三年六月)」

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
38 竹持つ猫 (左・右上)	「猫の竹を持し八【竹本浄瑠璃かたり并二男女芸者風】」 (天保12年11月、女浄瑠璃三十六人逮捕、家主は手鎖、席亭女子は入牢。同8月「稽古所女師匠、男を弟子二取候とて、三味線の女師匠十六人、南御番所へ被召捕候て、御吟味之上、預ケ二相成候」。「人こそ知らねかわくまもなし 芸者のなみだ」。「三味線を売つて蚊細き朝けむり」三味線の胴皮は猫の皮を使用する)	「とら猫は猫と云女義太夫也、竹本竹を吹ている」 (「新内・浄瑠璃寄場のない(中略)芸者のない」。「唄浄瑠璃師【男は女弟子不取】」「唄浄瑠璃師【女は男弟子不取】」)	(言及なし)	「猫【竹本女太夫】」 (左記参照。「三味線がたへてペンノ草がはへ」天保13年3月、義太夫三味線の女師匠、男の弟子を取ること禁ずる)	「よし町」 (石井は未詳とする。この小札の位置「猫」が「鶏」が微妙)	F-1(大坂付箋) 「女浄瑠璃、町芸者」  F-2(古堀解) 「竹を持っているから、或はあたけを利かせたか。其れならばこれが安宅鯨に当る。当時鯨には一つ十六文から四十文までの高価品があつた。其れを十二年十二月の禁令で八文より高い品を売つてならぬと定められた」
39 弓	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	F-2(古堀解) 「弓(中略)土弓場に矢拾ひ女を出すことの禁令か(十三年五月)又は弓は射る入る(湯に)の洒落から、古く風呂屋の看板に使はれた。風呂屋と見れば湯銭引下げ令、(中略、十三年五月、大人子供共に六文に引き下げられた由)」「湯屋株止」「湯銭【大人子供共六文になる】」
40 頭部が鶏のかたちのもの (左・右中)	(言及なし)	「柏のもやうあるは鶏の琺也、これは金銀をかけて鶏をけ合せ御召捕」 (柏は鶏の異名。鶏の蹴合博打。博奕・賭勝負の禁止令)	(言及なし)	「柏の紋付し鳥【勝負鳥】」 (左記参照。「嘉永元年江戸斬し鶏の蹴合六ヶ敷」)	「よし町」 (石井は未詳とする。この小札の位置「猫」が「鶏」が微妙)	F-2(古堀解) 「一本角の鳥、「鬼譚」によし町。あごの部分は臀部を表現したものか。芳町の町(ちやう)は鳥(ちやう)に通ず、陰間。左軍の芳町が右軍の湯島と相闘ふの状あるのは面白い」
41 「當」の字の高張り提灯 (左・中上)	「桃灯【切見世、古金坐】」 (「江戸中岡場所と唱ふる隠し売女、皆停廃せらる(略)切見世と唱ふる物迄、其地にて渡世致事ゆるされず」とある。「市中【隠売女屋吉原へ引移ル】」天保13年、古金銀所持のもの金銀座へ差し出し引替るよう再三の通知あり。「百姓町人【金銀之道具】」)	「灯笼は野送の御趣意又富も止む」 (天保13年3月、葬礼・仏事の簡素化の町触れ。高張り提灯は儀式用のもの。天保12年11月、富くじ禁止落書「谷中や湯嶋に富もない。谷中感寺、湯島天神、目黒不動が「江戸の三富」と呼ばれていた」)	(言及なし)	「てうちん【弔なき御趣意なり】」 (左記参照。これも葬送の簡素化。「葬礼ノ節【多人数見送止】」)	「とみ」 (石井、富くじの売買禁止、12年11月13年3月。「所々之富止」)	F-1(大坂付箋) 「両替屋」(「銭相場【六貫五百文二御定】」)  F-2(古堀解) 「富提灯、富籤。富の字を付けたのは当てるの意味。十二年十一月及び十三年三月の禁令」
42 天上眉の官女 (左・中上) 「富」提灯下	「官女【中田新太郎ノ吟味与力】」 (天保14年7月、中田新太郎は印旛沼開削工事の治安維持を命じられている。町奉行鳥居耀蔵配下の与力。「市中取締類集」なぜ官女なのか未詳)	「此女は大御所様の妾也、お弓の方と云、弓を以ている押込也」 (お弓の方は未詳)	(言及なし)	「天上眉有女は【大御所の御愛妾おみの方と云、中山法華寺の隠し子にて中野閑翁が養女也、越前の御養子、川越の御養子、加賀の奥方等の御腹にて悪女なり】」 「天上眉ある女【大御所を自由にせし中山法華寺の女にて中野石翁の養女、押込となりし人なりとぞ】」 (お美代の方は下総中山法華経寺僧日啓の実子(妹とも云う)にして中野石翁の養女。加賀藩主前田斉泰の正室となった溶姫の生母)	「町芸者」 (小札の位置が曖昧であるが、官女に付いていると見た)	F-2(古堀解) 「官女、これは富提灯と一体にも見えるが独立のものとし、特に黛があり下げ髪のポイントから判じて、御殿女中の高級者お美代の方と解したい。尚遙かに右軍の石翁と相呼応してある所頗る妙。お美代の方を始め後房の女官十数名は改革の初頭お払箱になつた」
43 口あき (左・中央上) 天上眉の下	「官女の下八 土岐なり」 (土岐は勘定奉行土岐丹波守頼旨と思われるが、この図様とどう結びつくのか不明)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「万歳」 (石井は未詳としている)	(言及なし)
44 目と口が逆様のもの (左・中央)	「顔の逆八【陰陽師取払】」 (天保13年7月、陰陽師・普化僧等取締。顔の逆と陰陽師との関係未詳)	(言及なし)	(言及なし)	「目玉上につきて口の上には有るは【さかかといへる所の楊弓矢なり】」 (天保13年5月、土弓場に女の矢拾いを禁止。図柄は弓を持つ。口が上にあるからさかか口だというのが、売春で摘発でも受けたか)	「女髪結」 (石井「十二年の十二月、十三年の四月、女髪結を絶対に禁止された。絵は口の干(ひ)上るといふ寓意であろう」)	F-1(大坂付箋) 「わざわざは上より」  F-2(古堀解) 「倒首、女髪結(中略)十二年十二月、十三年四月の禁令」

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
45 二首・乱髪 の女 (左・中央)	「女の首二ツ【田口加賀守、女髪結 結し人と結たる人見ゆる】」 (天保12年5月、勘定奉行・田口加賀守、罷免。同年5月、女髪結いと結わせた者十六人がそれぞれ手鎖及び押込に処せられている『天保雑記』。「髪ゆいは停止になりて髪乱れ」)	「あたまをくゝられて居るは、女髪結の法度也」 (「天保12年春の頃より女髪結を禁ぜらる。13年に至りて、尚やまざれば、御殿禁甚敷、女髪結も結する者も、或は召捕られ手鎖を掛られ、町中路次に女髪ゆひ入べからずといふ張札を出す」)	「天窓の上へのぼり着て髪乱せしは女の髪なるべし」 (天保11年12月、遊女や歌舞伎役者の女形風に結い立るなど、風俗を乱す髪結いを禁止。水野忠邦が天保13年閏9月、老中免職になった時、「そろ／＼と女髪ゆひ櫛そうじ」耐え忍んでいたのである)	「天窓の上にて乱髪的女【これは女髪結なり、この者に突かれて虎の如くなるは内分にてかみを結びしことを訴人せし何虎とやらんいへる者なりとぞ】」 (左記参照。虎は未詳)	「子ろし」 (石井「妊婦の墮胎を業とする者に禁令を発したのが、十三年の十一月」)	(言及なし)  『開版指針』 「頭に赤子の乗居候は子おろし」 (天保13年11月、女医者による墮胎禁止令)
46 二首女の持つ細い棒 (左・右下)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「呉服」 (「縫模様三百目限」この棒がなぜ「呉服」と結びつくのか不明)	(言及なし)
47 象 (左・中央)	「象【南蔵院ノ増上寺】」 (天保13年6月、牛込聖天別当南蔵院の慶源、奢侈及賄賂で逮捕。翌年5月、流罪。(20「白髪鼻高」の項参照)天保13年1月、大御所家斉が死去、芝増上寺に遺骸を納めるはず番であったが、水野忠邦は強引に上野寛永寺に代えた。「恵方には極楽浄土ありながら鬼門の鬼にとられてぞゆく」「芝はかれ上野は今花ざかり鶯谷に法華経の声」。両寺院を象に擬えたのは語呂合わせか)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「惣録」 (石井「惣録は僧官の名である。不律無戒の法師を戒飭した(十三年五月、十四年二月)」という)	(言及なし)
48 頭巾の老女 (左・中央)	「三途川婆々【手引】」 (地獄(私娼)を手引きするという解釈か。遣り手婆は客と遊女を取り持つ、その意味ではEの奉公人を斡旋する「桂庵(慶安)」と同じ)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「桂あん」 (石井「けいわん十四年二月に、奉公人給金引下が実行された。これで桂庵の不景気を招いたのであろう」)	F-2(古堀解) 「頭巾の妖女、桂庵。十四年二月奉公人給金引下の令」
49 鼻高の閻魔 (左・中央下)	「閻魔八【地獄】」 (天保13年3月、吉原以外の岡場所での売春禁止。落書「岡場所残らず女郎のない、抱えた子供のやり場がない」子供は深川の遊女のこと)	「糸んまは地ごくと云女郎也」 (「地獄と唱ふる隠し売女等、(中略)吉原町へ被遣て遊女とせらる。同年八月上旬、其類の女子、又客と共に八十四人被召捕しと云風聞あり」)	(言及なし)	「閻(マ)魔王【地獄茶屋といへる処取払となりしゆへなり】」 (「地獄の衆はみんな真つ青 牢舎庵娘」牢舎庵娘は地獄(私娼)が捕らわれて入牢したことをいう)	「鼠山」 (感応寺のあるところ)	F-2(古堀解) 「剣を持って身構へた僧」 (「鬼譚」同様「鼠山」とする。鼠山は前將軍・家斉の「御所願所」雑司ヶ谷の感応寺。十二年十月五日廃止、破毀となった)
50 閻魔の持つ剣 (左・中央下)	「劔八【成田山】」 (劔は成田不動尊を擬えたとする。これで成田不動を信仰する市川家、江戸払いになった海老蔵を匂わせたのであろうか。ただなぜ妖怪のところに出てくるのか未詳)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)
		『開版指針』「頭に劔の有るは先達て江戸十里四方御構に相成候歌舞妓者市川海老蔵、成田不動の劔より存付候由」 (連想は、劔 不動明王 成田不動尊 市川家という流れであろうか。江戸追放は天保13年6月、理由は奢侈)				
51 御幣模様のある幟 (左・中央上)	(言及なし)	「御幣はおどりのかたち、後藤也」 (幟にある御幣の模様を天保通宝の発案者とされる金座の後藤三右衛門と解釈したのである)	(言及なし)	「幟【二品切さき怖と幣とかきたるは二割下げと云事也、後藤の紋なり】」 (天保13年5月、諸物価引き下げ令。二割下げに後藤が関係したと解釈したか)	「半田」 (石井は未詳としつつ、葛西金町半田の稲荷に関することかとする。小札の主は幟を持っているのを狐と見なして、稲荷としたのかもしれない)	F-1(大坂付箋) 「十組問屋」  F-2(古堀解) 「狐と旗、旗に幣束の印がある。『鬼譚』に半田。特に半田稲荷に限らず、淫祠邪教の金。半田は例示した迄」
52 狐 (左・中央上) 御幣幟の下	「狐八【稲荷】」 (狐は稲荷神の使いだから連想は自然だが、なぜ、稲荷が妖怪として登場するのか不明)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)
53 蝸牛 (左・中央上) 天上眉の左	「蝸牛【一名テ、虫、見世物類】」 (天保13年2月、開帳の際、大造の見世物禁止。蝸牛と見世物との関係未詳)	(言及なし)	(言及なし)	蝸牛【角細工】 (蝸牛にはなるほど角はある。動物の角を使う細工物も贅沢品ということで規制を受けたのであろう)	(言及なし)	(言及なし)

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)	
54 目玉一つ (左・中央上) 御幣幟の下	「一ツ目【祭礼并二天王、一ツ目の検校】」 (35「一ツ目」参照。本所一ツ目弁天の門前、天保十三年三月、岡場所(私娼窟)として撤去・商売替えを命じられている)	「眼一つは本庄一つ目弁天と云女郎」 (35「一ツ目」参照。「岡場所の弁天吉原にて開帳」)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	F-2(古堀解) 「一ツ目、総祿。検校の上位である総祿の邸は本所一ツ目にあつた。破戒坊主の戒筋か。十三年五月、十四年二月」	
55 鳥追い笠 (左・中央上) 狐の左	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「女太夫」 (石井はこの小札の張り場所不明とする。遊芸女師匠が男の弟子を取ってならぬとされたのは、13年3月)	F-2(古堀解) 「鳥追(狐の左隣)編笠の恰好から女大夫とも判じられるが、或は役者の外出に編笠着用令か」	
56 緋衣達磨 (左・中央)	「緋衣【払子八中山法花寺、大達磨、大鴟鵂、当時相不成】」 (中山法花寺とは下総中山・法華経寺の僧、守玄印日啓と智泉院日尚父子を擬える。日啓は將軍家斉の側室お美代の方の兄とも実父とも目されている。日啓は家斉の帰依を受け加持祈禱を命じられていた。天保12年1月、家斉が死去するや、忽ち行方をくらましていたが、6月、越後高田で逮捕され、天保12月10日、日啓は密通・女犯の罪で遠島を命じられ、実子日尚も女犯の罪で三日間日本橋に晒された。緋(赤)の法衣、大達磨、大鴟鵂(ミスク)は右記のように疱瘡除けの意味があるが、「当時相不成」の意味未詳)	「達磨は鼠山の坊主疱瘡の祈禱致候故也、天盃のみつくは疱瘡の印、達磨の目は市川海老蔵の目、赤衣小象に乗る故、海老蔵と云なぞ也」 (鼠山の坊主とは感應寺の僧。感應寺は家斉が雑司ヶ谷の鼠山に建立した日蓮宗の寺。建立には側室お美代の方や日啓の強い勧めがあったとされる。家斉死後、天保12年10月、その日啓と日と同じくして廃寺が決定、堂宇は破却になった。達磨や額の上の木菟(ミスク)絵は疱瘡除けとあるのは、その感應寺の僧が疱瘡除けの祈禱を行っていたと解釈したのであろう。海老蔵は天保13年6月、奢侈の咎で江戸十里追放になっていた。達磨の目は市川家の目力の暗喩、赤は海老色、象は蔵で市川海老蔵というのだろうか)	「達磨如きもの朱衣を着し、象に乗、蛸魚の馬印を持たせしあり。こは感應寺ならんと云こと也」 (感應寺は左記参照。ただ、堂宇は消滅したが、感應寺の僧の方にはお咎めはなかったという。しかし「加持祈禱訳は中山鼠山「三晒」という狂句がある。市中の見方では、中山法華経寺と鼠山感應寺は同じ日蓮宗ではあるし、感應寺の建立に中山法華経寺の日啓が絡んでいるようだし、密接な繋がりがあって見ていたようだ。左記のように、日啓・日尚の処分も感應寺の廃寺の決定も同じ日であった。「三晒」とは日啓の実子日尚が日本橋に三日間晒されたことを踏まえたのであろう。蛸の馬印とあるから左の化物軍の総大将は怪僧日啓ということになる。大御所家斉の寵妾・お美代の実兄と養父が対峙するというこの構図、果たしてどんな寓意を読み取るべきなのであろうか)	「達磨の象に乗【海老蔵と云事也】」 (市川海老蔵は天保13年6月、贅沢の咎で江戸十里四方追放になっている。落書「身のほどを白猿ゆへのおとがめを手にしつかりと市川海老蔵」とある。「達磨の象に乗る」が市川海老蔵を擬える根拠は左記「浜御殿拝観の記」「頭書」を参照)	「南蔵院」 (石井「十三年六月七日、牛込横寺町聖天別当南蔵院罪有り、寺社奉行松平伊賀守之を逮捕した。其罪状は明でないが、或はいふ水野美濃守に關連したことであろうと、水野美濃守この月譴を得て信州諏訪に放たれた」)	F-2(古堀解) 「象に乗った大達磨(中略)達磨と象とを一体に見た方がよささうに思はれる。象は蔵に通ず。牛込横寺町聖天別当南蔵院は、過分の奢侈を極め、権家に立入り賄賂を貪り、越後国論所の訴訟に關連し、十三年六月七日捕縛され処刑された」	
57 柄の先が 蛸の纏(マユ) (左・左端上)	「蛸【大風なり】」 (天保12年11月、八枚張り以上の大風及び彩色等無益に手を込めた風禁止)	「蛸は手の込し風法度」 (左記参照)	(言及なし)	「蛸【風御取あげとなりしゆへなり】」 (左記参照)	『開版指針』 「象に乗候達磨は先達で貪欲一件にて遠島に相成候牛込御筆筒町真言宗にて歡喜天守護いたし候南蔵院の由」 (天保13年6月、牛込聖天別当南蔵院の慶源、奢侈及賄賂で逮捕)	「大家」 (石井、13年7月の家賃値下げ令、同年3月、樽代などの禁止令を記しつつ「手遊の風の禁令に当るもの」とする。「家主樽代節句銭止」)	F-2(古堀解) 「蛸の指物、大家。口も八丁の寓意か(中略)大家なれば家賃値下のお灸、手遊の風なれば風絵の彩色禁令(十二年十一月)」 (「市中地代店賃引下ル」)
58 大口・齒 並み・子供顔 (左・左端上) 鯛の下	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「山」 (石井「蝕んで何と読むのか分からない」)	F-2(古堀解) 「南瓜(中略)これは右軍の水瓜と相応じ、矢張初物の禁令と見られる。「山」とあるは或は砂村の如く野菜の産地か」	
59 大目玉二 つ・裂けた口 の怪獣 (左・左端上) 鯛纏の下	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「(達磨が象に乗る)其後にあるとらなどは砂村の化物なるよし」 (虎を砂村の化け物とする根拠未詳。図様は、左図左端上、口をあげた目の大きい白いものをいうか)	「座頭」 (石井「高利貸しを禁ぜられた座頭のお化である。十三年九月後に出たのである」)	F-2(古堀解) 「座頭(中略)十三年十月金銀貸借利子を二十五兩一分に制限した」	
60 大口・禿 頭のもの (左・左端) 朱達磨の下	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	F-2(古堀解) 「禿頭大口、願人。出家社人に加へた禁令の一例」	
61 竹箒を持 つもの (左・左端)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「前はけ」 (石井、化粧用眉はけかと思うが、心当りが無いとはしないとする)	F-2(古堀解) 「竹箒、化粧用眉刷毛。箒で「はく」ことから「はけ(刷毛)」。お洒落禁止の一例」	

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
62 分銅模様 の顔のもの (左・左寄り) 蛙の上	「分銅【天秤、銀座】」 (天保13年6月、通用停止になった古 金銀を所持の者は金銀座に差し出して引き 替るよう町触れが出る)	「分銅は銀座の化物」 (左記参照)	(言及なし)	(言及なし)	「がん人」 (石井「陰陽師・普化 僧・道心・尼僧・行人 ・願人・神事舞太夫の 類は、必ず本寺或は師 家より、弟子たるの証 明書を取りおき、裡住 居に限る」)	F-2(古堀解) 「此お化は顔の作りが分銅に似 ているから両替と判じる。ここ では通用を停止した古金銀貨交 換の事である」
63 雁首 (左・左端下)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	「煙管や」 (天保十二年十月町 触「きせる其外もて遊 同前之品々、金銀つか い候義八勿論、彫もの 象眼之類并蒔絵等結構 二致間敷事」)	F-2(古堀解) 「雁首、煙管の雁首の怪。きせ るは五百文以上の高価品売ること を止められた。奢侈品禁制の 一例」
64 蒲の穂を もつ蛙 (左・左端下)	「暮【姥が池】」 (「八月姥が池がぶ木と化る」とある。 姥が池は浅草の小出伊勢守の下屋敷内にあ った。その敷地を猿若町と命名し歌舞伎三 座を移したのが天保13年。「古池や歌 舞伎飛込水野おと」とある。興行は九月か ら。それにしても暮をなぜ姥が池と解釈し たのだろうか。池に暮がいるには違いない が。「木挽町芝居【猿若町三丁目卯五月 引移】」「役者共【不残猿若町え引移】」)	「かいるは夜たかのぎゆうの化物」 (夜鷹は私娼。天保13年3月、吉 原以外の市中の私娼を禁ずる。「ぎゆ う」は牛太郎で客引き。「かいる」は 蛙であろう。それがなぜ夜鷹の牛なの か、あるいは牛蛙(うしがえる)など という言葉に想起しての連想なのであ ろうか)	「かいるは百姓なるべし」 (「蛙」は「帰る」で、江戸に流入し ていた農民を郷里に帰す、天保14年3 月の「人返しの令」でも踏まえて解釈 したのであろう)	「蛙【惣嫁のきゆう】」 (惣嫁は上方の呼称。江戸の夜鷹と同 じ。「きゆう」左記と同様客引き)	「夜たか」 (石井「一名辻君別号 引張(ヒツリ)」)	F-1(大坂付箋) 「女医師、子おろし」  F-2(古堀解) 「夜たか、夜鷹は夕方から這出 るので蛙に見立てたか」
65 具足姿は 二つの図様 (中・右) 白髪天狗鼻 の上 (左・右) 鶏顔の手の後	「具足着【牧野侯、鳥屋ノ尾上菊五郎】」 (牧野侯とは当時の京都所司代・牧野備前 盛忠雅か。天保12年5月、太田備後守 が老中を辞任。その後任として、牧野が有 力視されていたが、案に相違して、外様の 真田信濃守が就任した。この前例のない起 用は水野忠邦の推挙によるとされる。鳥屋は未詳。天保13年9月、尾上菊五郎 編み笠を被らず外出した罪で三貫文の過料。具足着がなぜ尾上菊五郎なのかは未詳)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)
66 幟	「幟は【神道上輪散銭半分】」 (散銭は賽銭。賽銭が半分になったと意味 のようだが、神道上論は未詳)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)	(言及なし)
67 図様不明	「鳶八【棚倉侯なり】」 (この棚倉侯は松平康爵。天保6年、千石 騒動で老中を失脚し、翌7年には竹島の密 貿易が発覚して永蟄居となった松平康任の嫡子。康任が水野忠邦の政敵だったこと もあって、康爵は浜田藩から棚倉藩に転封させられた。鳶は松平松井の家紋である)					
68 図様不明	「同刷牙八【寺の幡 質屋ノ小呉服】」 (「同刷牙」の同は貂狼、刷牙は歯を磨く の意味だが、その図柄がよく分からない。 またそれがなぜ寺の幡や質屋や小呉服を擬 えるのか根拠未詳)					
69 図様不明	「下達摩(マ)【御趣意掛、名主熊井利七郎】」 (熊井名の名主は深川熊井町の熊井理左衛 門のみ。「御趣意掛」は市中取締掛り。天 保12年10月任命。天保13年12月、市 中取締掛・諸色掛兼任の名主、熊井・石塚・鈴木三名、苗字一代御免。翌14年4 月、町奉行鳥居耀蔵の市中巡見に従行。同7月、新規支配地頂戴。「諸色懸りの 名主時めく おべっか」市民には熊井ら名主は「おべっか」と映っていた。「苗 字御免 深川熊井町 熊井理左衛門」、水野改革の手先となって、苗字を手に入れた と揶揄しているのであろう)					

	A「土蜘蛛妖怪図解 錦絵聞書」 (天保十四年閏九月以前の解釈)	B「浜御殿拝観の記」頭書 (天保十四年閏九月以前の解釈)	C「一勇齋の錦絵」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	D「浜御殿拝観の記」 (天保十四年閏九月以降の解釈)	E『天保改革鬼譚』札	F-1(付箋)・F-2(古堀解)
70 図様不明	「貧僧の福耳八【御城坊主衆】」 (天保12年9月、諸家登城の節、坊主部屋への立ち入りを禁ずる通達あり)					
71 図様不明	「丸の八【楊弓】」 (天保13年5月、土弓場の矢拾い女禁止。柳製の弓らしきものは左図に見えているが、「丸の八」の意味がよく分からない)					
72 図様不明 (上記の「羅漢」あたりの解釈とも思われる)		「江戸中の山伏皆浅草天門原へ引越町住に成る」 (天保14年5月、「市井居住の巫覡(ミコ)修験をして、浅草(書替所の脇、測量所の脇)渋谷豊沢村鼠山等へ地を賜はり、残らず此所へ移る」『武江年表』。書替所は蔵前の米手形書替所、測量所は浅草天文台)		「山伏【悉天目が原へ引越被仰付し故也、したひに一目を画てこれをしらしむ】」 (左記の「天門原」もこの「天目が原も浅草天文台の付近という意味で使っているのではだろうか)		
73 図様不明		「砂村化け物」 (砂村とは富ヶ岡八幡のあった野菜の産地として知られる砂村新田をいうのであろうか。すると天保13年4月の初物野菜へに規制を暗示するか。この妖怪の図様未詳)				
74 図様不明				「百まなと【可山といへるものなり】」 (「百目(まなこ)」の誤記か。可山は未詳)		
75 図様不明					「水場所」 (石井「十三年の六月及び十月に河岸地橋際お堀端等に差かけて雨露を凌ぐ諸商人を禁じた」)	
76 図様不明					「日なし」 (石井「日なしは高利貸のことで、十三年三月の利息制限法で、幾らか影響を蒙ったのであろう」)	
77 図様不明					「がん人」 (「願人坊主」門付けや大道芸を演じたり、代参や祈願の修行や水垢離(みずごり)などをる僧。本寺からの所属証明を求められたり居住地の制限を受けた)	
78 図様不明	「婆々」					
79 図様不明	「大将の狼」					
80 解釈不能	「青龍刀」 (中・右の三つ目の者と、中・左の鼻の黒く削げた者が持っている) 「骸骨」					

参考史料「今世孝子競」(狸穴八丈亭・卯年(天保十四)初秋刊(1843年7月)一枚摺番付)  
(典拠『天保改革鬼譚』石井研堂著・春陽堂・大正十五年(1926))

孝行奇特で褒賞された人名と改革で禁止になった事項を列記した番付。以下は禁止事項のみ。

諸問屋向不残止	縫模様三百目限	両国へ旅役者芝居止
銭相場【六貫五百文二御定】	葬礼ノ節【多人数見送止】	馬喰町三十両限
上方註文荷【破船両損】	高直ノ植木、植木鉢止	瀬戸物灯笼止
他国諸品困ノ売禁	消礼酒礼共戻ス	花火竹筒止
市中地代店賃引下ル	町会所【御貸付金利下ケニナル】	灸治看板【笑絵に紛敷絵止】
湯屋株止	面体包頭巾ヲ禁	町々旅籠屋勝手次第
湯銭【大人子供共六文になる】	町々番家【勝手広成事ヲ禁】	質物取節両印ヲ取
町々土蔵塗家ニ被仰渡	もやし初物ト唱青物止	開帳場大幟止
風烈節【町内水汲溜水打へく事】	国々無宿者【御大名え御引渡】	髪結共御番所随付止
堺町葺屋町【芝居引払二成】	人宿八身寄ノ外不相成	町々寄場不残引払
質物利【銭百文二付二文二成】	陸尺手廻り【屋敷抱町宅禁】	唄浄瑠璃師【男は女弟子不取】
百姓町人【金銀之道具】	役者共【不残猿若町え引移】	神職社人町宅止
町人羽二重龍門綾禁	所々揚弓場女止	国々【城下の芝居へ三ヶ津役者不相成】
市中【酌取女隠売女禁】	木挽町芝居【卯年正月引払】	軽キ者身ニ彫物禁
手遊物一匁より百文限	所々之富止	神職社人神明鎊止
手遊物へ金銀箔不用	役者遊女ノ一枚絵止	こつむね下【五百人限門付取締ヲスキえん宿免る】
	鳶人足【半天股引隔年ニ渡】	湯屋渡世勝手次第
	医供酒代【ねだることを禁】	小荷駄馬【はづなをつめて可引事】
	尼僧本寺師無剃髪止	苗字御免 深川熊井町 小石川水道町 牛込改代町
	古着屋 けん何刃といふ事止	名主 熊井理左衛門 名主 鈴木市郎右衛門 名主 石塚三九郎
桧垣廻船十組止	鼈甲櫛笄百目限	宮寺地芝居取払二成
銭払底【に付御蔵より御払銭出る】	葬礼ノ節【施主三四人限】	奉公人給金引下ケニナル
諸注文荷物【等閑無之様可送】	川舟簾止	石燈籠十両限
他国諸品困ノ売禁	出火節 橋詰往来へ道具不可出	花火葎筒二可致
市中町入用減方被仰出	武家屋敷前【葎張茶や止】	薬湯ニても男女入混禁
髪結株止	所々床見世取払ニナル	寅年【以後之旅籠屋共は木挽町芝居跡へ行】
髪結銭【二十文より十六文になる】	家主樽代節句銭止	高利貸金止
金利【二十五両一分に成高利止】	近年流行人情本止	開帳場【境内上ケ物大きなる見せ物止
大風節【止候迄商内休火之元可心懸】	無宿者穢多頭へ引渡ニナル	名主衆手代二欠付被仰付
浅草【山宿乳母池埋芝居町二成】	女宿と唱候者【身寄の外不相成】	町々寄場十五所定
質物利【金一両二付八十文】	陸尺手廻頭【より子方へ渡物正路に可致事】	唄浄瑠璃師【女は男弟子不取】
諸商人【見世へ直下ゲ札ヲ張出ス】	役者共一同【皿鉢形之編笠かぶる】	肴市場【ニテ不足之銭ヲ取扱禁】
町人着類絹紬麻限	町々女髪結止	神職社人【不残浅草天門原鼠山広尾原へ屋敷被下引移】
市中【隠売女屋吉原へ引移ル】	木挽町芝居【猿若町三丁目卯五月引移】	甲府【柳町へ旅籠屋出来、飯盛女壱軒にて三人抱置御免ニナル】
雛人形八寸限	町々念仏題目へ鐘太鼓入ること止	富士大山参り【品川より神奈川へ船乗止】
喜世留象眼彫物止	役者遊女ノ団扇絵止	町人之武芸稽古禁
	役場中間【銭さし押うり止】	武家地へ町人住居禁
	市中漉返大盤ニナル	髪結床新規勝手次第出ス
	普化僧【へ店かし候節は本寺より証文を取】	月水早流葉禁
	道具屋【どら何刃といふ事止】	